

(別紙) 新潟県私立高等学校等奨学のための給付金

留 意 事 項

- 高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援金、学び直し支援金の対象者であることが必要です。
- 2つ以上の課程に在籍している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- 道府県民税所得割と市町村民所得割が100円未満(1～99円)の世帯は、切り捨てにより非課税となるため、非課税世帯の対象です。
- 基準日において、休学している場合は申請の対象外ですが、その休学により原級留置や卒業延期のおそれがなく、正規の修業年限内に卒業の見込みがあると校長が認める場合には申請の対象です。
- 過去に高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了したことがある場合は、申請の対象外です。
- 両親またはどちらか一方が海外在住で、個人番号カードの写し等が取得できない場合は、申請の対象外です。
- 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合)には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合は、申請の対象外です。
- 不正に本給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

記 入 上 の 注 意

基準日(7月1日)現在の状況について記入してください。

- ※ 記入にあたっては、黒色のボールペンではっきりと記入してください。
- ※ 訂正する場合は、二重線で消してください。(訂正印不要)
- ※ 兄弟姉妹が高校生等で、給付金対象者が複数いる場合はそれぞれで申請を行ってください。

【確認事項】

- 枠内の7点の事項について、確認をした上で、□にチェックを記入してください。

【1. 申請者(保護者等)】

- 「対象となる高校生等との関係」については、該当する項目を○で囲んでください。「その他」に該当する場合は、詳細を括弧内に記入してください。
- 「申請者住所」は、実際に居住している住所(必ず新潟県内となります)を記入してください。
- 「電話番号」は、日中連絡のとれる番号を記入してください。連絡が取れず、申請内容の確認がとれない場合は、認定できないことがあります。

【2. 対象となる高校生等(生徒)】

- 「学校の種類」は、下記の①～⑬のいずれかを記入してください。
①高等学校(全日制)、②高等学校(定時制)、③高等学校(通信制)、④中等教育学校(後期課程)、⑤高等専門学校(1～3学年)、⑥専修学校(高等課程)昼間学科、⑦専修学校(一般課程)昼間学科、⑧専修学校(高等課程)夜間等学科、⑨専修学校(一般課程)夜間等学科、⑩専修学校(高等課程)通信制学科、⑪専修学校(一般課程)通信制学科、⑫各種学校(外国人学校)、⑬各種学校(その他)、⑭特定教育施設
- 「過去の高等学校等における在学期間」は、過去に在学していた高等学校等がある場合のみ記入してください。
※〔高等学校等〕とは次のとおりです。

国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。

- 「在学中に給付金を受給した回数」は、過去に在学していた高等学校等で「奨学のための給付金」を受給した場合は、該当する回数の口にチェックを記入してください。

【3. 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等】

- 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

【4. 生活保護の受給状況】

- 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の基準日現在の受給状況について、該当する口にチェックを記入してください。
- 生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合は、「生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別紙1）」又は生活保護受給証明書等（申請者と対象生徒及び基準日に生業扶助を受給していることが明記されているもの）を添付してください。
- 生活保護を受給中であっても、基準日現在に生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない場合については、個人番号カードの写し等を添付してください。（例：転学や原級措置等で同じ学年を繰り返し履修している場合等）

【5. 保護者等の収入の状況】

- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次のア～オは除きます。
 - ア 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - イ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ウ 法人である未成年後見人
 - エ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - オ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- 該当する口にチェックを記入してください。
- ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、「親権者」全員の状況を確認の上、提出できる1名分の書類を添付してください。
- ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法※）における扶養者等の個人番号カードの写し等を添付してください。また、⑤に該当するときは、主として生徒の生計を維持する者がいるかどうかを確認するため、扶養誓約欄に署名してください。
 - ※医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- 父母がいる場合は父母両方ともを記入してください。父母がいない場合は、「その他」として対象となる生徒との続柄と申請者名を記入してください。